

合理化計画認定申請書・合理化計画書 記載要領

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4条第2項（構造改善計画）	
（参考様式第5号） 合理化計画認定申請書	1 資金を借り受ける者が複数の場合は、借り受ける者ごとに記入する。 2 共同申請者名簿は、資金を借り受けない共同申請者が記入する。 （注1、2を参照）
合理化計画書 1 事業の経営の現状及び木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置	該当する□にレ（チェック）を記入する等、必要な記載を行う。（以下、同様とする。）
（1）事業体等に係る基本的事項	現在の業況を示しつつ、「木材の生産の構造改善等に係る基本的方向」や「流通の構造改善等に係る基本的方向」等各資金ごとに構造改善等に必要な基本的方向を記入する。
（2）木材の生産又は流通の構造改善等の基本的方向	1 材積の記入は、立方メートルを単位とし、小数点以下第1位を四捨五入して単位止めとする。（以下、材積の記入は同様とする。） 2 地域材とそれ以外の材の合計を記入する。なお、【うち地域材】欄には、そのうちの地域材の数量を内数で記入する。（以下「うち地域材」は同様とする。） 3 「事業等の現状・計画」の年次計画の記入に当たって、「現状(実績)」の平均の値又は直近の値のどちらか低い方の値を基準に記入する。 4 「うち、協定等に基づく〇〇引取量」欄は内数で記入する。 5 担当者記入欄（伸び率）の記入は不要である。（都道府県担当者が記入する。）
（3）事業等の現状・計画	1 個人の事業体の場合は、任意の書式で過去3カ年分の貸借対照表（又は資産・負債状況のわかる書類）、損益計算書及び都道府県から求められた書類を作成し添付する。 2 設立後3カ年分に満たない法人等については、設立後の財務状況を添付する。
（4）財務状況	所要資金額算出基礎は、資金調達先別金額の合計の額の算出根拠となるものであり、その記入は次による。また、資金調達先別金額の「所要資金額（合計）」欄と所要資金額算出基礎の「所要資金額」欄は同額となる。 ① 所要資金算出基礎の「〇〇〇計画量A」欄は、1(3)の「事業等の現状・計画」欄に掲げた計画量を転記する。 ② 所要資金算出基礎の「1立方メートル当たり素材価格B」欄は、計画策定時における価格の平均値を記入する。 ③ 所要資金算出基礎の「伐採・搬出等諸経費B」欄は、計画時における近傍類似林分等における、素材1立方メートルを生産するのに必要な伐採・搬出等に係る経費（千円／m³）を記入する。 ④ 木材高度加工資金における「1立方メートル当たり加工諸経費B」欄は、計画作成の前年度の諸経費（加工費）を前年度の生産量で除した経費（千円／m³）を記入する。 ⑤ 「年間資金回転数D」欄は、現況における実態的資金回転数及び決済条件の改善措置等を勘案した回転数を記入する。 〔※年間資金回転数＝1年間に資金の投下と回収が何回行われたかの回数〕
2 木材の生産部門又は流通部門の構造改善を実施するのに必要な資金の額及び調達方法 資金調達先別金額等	所要資金額算出基礎は、資金調達先別金額の合計の額の算出根拠となるものであり、その記入は次による。また、資金調達先別金額の「所要資金額（合計）」欄と所要資金額算出基礎の「所要資金額」欄は同額となる。 ① 所要資金算出基礎の「〇〇〇計画量A」欄は、1(3)の「事業等の現状・計画」欄に掲げた計画量を転記する。 ② 所要資金算出基礎の「1立方メートル当たり素材価格B」欄は、計画策定時における価格の平均値を記入する。 ③ 所要資金算出基礎の「伐採・搬出等諸経費B」欄は、計画時における近傍類似林分等における、素材1立方メートルを生産するのに必要な伐採・搬出等に係る経費（千円／m³）を記入する。 ④ 木材高度加工資金における「1立方メートル当たり加工諸経費B」欄は、計画作成の前年度の諸経費（加工費）を前年度の生産量で除した経費（千円／m³）を記入する。 ⑤ 「年間資金回転数D」欄は、現況における実態的資金回転数及び決済条件の改善措置等を勘案した回転数を記入する。 〔※年間資金回転数＝1年間に資金の投下と回収が何回行われたかの回数〕